

秋田けやき会訪問介護ステーション

1. 事業の目的

秋田けやき会訪問介護ステーションは、介護保険法の理念に基づき、要介護状態、要支援状態及び事業対象の状態にある利用者に対し、適正な訪問介護及び第一号訪問事業を提供することを目的としています。

2. 運営の方針

当ステーションでは、利用者の要介護（要支援）及び事業対象の状態の維持改善や要介護状態の予防など、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。また関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携に努めます。

3. 従業者の職種・員数(人)

令和6年4月1日現在

職種	基準	常勤	非常勤	計	備考
管理者	1	1		1	提供責任者・訪問介護員と兼務
サービス提供責任者	3	3	1	4	訪問介護員と兼務
訪問介護員	必要数	4	9	13	

4. 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日	国民の祝日、12月29日～31日、1月2日～3日を除く
営業時間	8:30～17:30	

※緊急やむを得ない場合は、上記にかかわらず指定訪問介護及び第一号訪問事業の提供を行います。

5. 提供サービスの内容

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護（入浴介助、排泄介助、食事介助、体位変換、通院介助）
- (3) 生活援助（調理、洗濯、掃除、買い物等）

6. 利用料その他費用の額 令和6年4月1日現在

◆訪問介護／身体介護サービスの場合(1回の額)

	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上	1時間以上 (30分ごと)
身体介護	163円	244円	387円	567円	82円

◆訪問介護／生活援助サービスの場合(1回の額)

	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	179円	220円

◆第一号訪問事業／月額制の場合(月額)

サービス内容	基本料金
訪問型サービスⅠ(週1回程度)	1,176円
訪問型サービスⅡ(週2回程度)	2,349円
訪問型サービスⅢ(週2回を超える程度)	3,727円

◆第一号訪問事業／回数制の場合(1回の額)

サービス内容	基本料金
標準的なサービス	287円
20分以上45分未満の生活援助	179円
45分以上の生活援助	220円
短時間の身体介護	163円

※基本料金は、介護報酬の1割負担の場合の金額です。なお、他にも各種加算があります。

※訪問型サービスⅢは、要支援2の方のみがご利用いただけます。

7. 事業の実施地域

秋田市全域